

熊本歯科衛生士専門学院学則

第1章 総 則

- (名称)
第1条 本学院は、熊本歯科衛生士専門学院と称する。
- (所在地)
第2条 本学院は、熊本県熊本市中央区坪井2丁目3番6号に置く。
- (目的)
第3条 本学院は、歯科衛生士になろうとする者に必要な知識技能を授け、かつその徳性を涵養することを目的とする。
- (経営)
第4条 本学院は、一般社団法人熊本県歯科医師会（以下、「本会」という。）が設置経営する。
- (修業年限、在学期間及び定員)
第5条 本学院の課程、学科及び修業年限並びに定員は、次のとおりとする。
2 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることができない。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	備 考
医療専門課程	歯科衛生士学科	3年	50名	150名	昼間

- (学級数)
第6条 本学院の学級数は、3学年3学級とする。
- (役職員構成)
第7条 本学院に下記の役職員を置く。
学 院 長
副 学 院 長
教 務 部 長
事 務 長
教 務 主 任
教 務 副 主 任
専 任 教 員
書 記
上記職員のなかで、会長が任命した本会職名を併任することができる。
- (学校評価)
第8条 本学院は、第3条に掲げる目的を達成するため、本学院の教育活動その他の学校運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。
2 前項の評価を行うに当たっては、学校評価委員会にて、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。

第2章 学科課程及び授業時間

- (学科課程及び授業時間数)
第9条 学科課程及び授業時間数は、別表のとおりとする。

第3章 学年学期及び休日

- (学年)
第10条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- (学期)
第11条 学年は、次の2期に区分する。
前 期 4月1日から9月30日まで
後 期 10月1日から翌年3月31日まで

- (休業日)
- 第12条 休業日は、次のとおりとする。
- (1) 土・日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 夏期休暇 8月11日から9月21日まで
 - (4) 冬期休暇 12月25日から翌年1月7日まで
 - (5) 春期休暇 3月21日から4月8日まで
- 2 学院長は必要に応じ第1項第3号から第5号までの休業期間を変更、又は臨時に休業日を定めることができる。

第4章 入学、休学、退学及び進級等

- (入学及び進級時期)
- 第13条 入学日及び進級日は、学年の始まりとする。
- (入学資格)
- 第14条 本学院に入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校卒業者
 - (2) 高等学校卒業程度認定試験合格者
- (入学志願手続)
- 第15条 入学志願者は、下記書類に所定の受験料を添えて、定められた期日以内に提出しなければならない。
- (1) 入学願書 (様式第1号)
 - (2) 履歴書 (様式第2号)
 - (3) 卒業証明書 (卒業見込証明書若しくは認定証明書)
 - (4) 無帽上半身の写真3枚
(4cm×4cmで2ヶ月以内に撮影したもの)
 - (5) 最終卒業学校の調査書
- (入学者の選考)
- 第16条 入学志願者については、選考を行う。
- 2 前項の選考方法については、別に定める。
- (入学及び保証人)
- 第17条 入学許可を受けた者は、指定期日までに保護者等及び保証人各1名を定め、誓約書(様式第3号)に所定の入学金を添えて、学院長あてに提出しなければならない。
- 2 入学後学院長は必要に応じ、戸籍個人事項証明(戸籍抄本)の提出を求めることがある。
 - 3 一旦納付した入学金は、いかなる理由によるも返還しない。
 - 4 第1項の手続きを怠り、又は入学期日に許可なく出席しない者は、入学許可を取り消すことがある。
 - 5 第1項に規定する保護者等とは、親権者、近親者(3親等以内)、後見人であって独立の生計を営み、学生の身上に関し一切の責任を負うことのできる者でなければならない。
 - 6 第1項に規定する保証人とは、保護者等とは異なる独立の生計を営む者とする。
- (異動及び変更の届出)
- 第18条 本人、保護者等及び保証人の身分上に異動、あるいは住所変更等があった場合は、直ちに学院長に届け出なければならない。
- (転入学)
- 第19条 他の歯科衛生士養成所(厚生労働大臣指定)又は歯科衛生士学校(文部科学大臣指定)から転入を希望する者については、本学院に欠員があり、かつ教育の程度、学科目の進捗状況が同等又はそれ以上であると認められる場合に、学院長は年度初めに転入を許可することができる。
- 2 本学院入学以前に他の歯科衛生士養成所、歯科衛生士学校、大学又は短期大学において修得した単位について、互換性があり教育上有益と認められる場合は、本学院において修得した単位として認定することができる。
 - 3 既修得単位の認定については、その都度教務委員会の協議を経て認定する。
- (欠席)
- 第20条 学生が欠席する場合は、その理由を学院長に届け出なければならない。ただし、傷病により1週間以上欠席する場合は、診断書を添えるものとする。

- (学生による休学)
- 第21条 学生が休学する場合には、休学願（様式第4号）を学院長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 休学期間は、1年以内とする。
 - 3 休学期間中でも在籍料として、休学期間が半年未満の場合は所定の授業料の全額を、半年以上の場合は半額を納めなければならない。

- (学院長による休学)
- 第22条 学院長は、特に必要と認めた場合は、休学を命ずることがある。

- (復学)
- 第23条 学生が復学を希望する場合は、復学願（様式第5号）を学院長に提出し、許可を受けなければならない。
- 2 前項の場合は、原学期に編入する。

- (退学願の提出)
- 第24条 学生が退学する場合は、退学願（様式第6号）を学院長に提出し、許可を受けなければならない。

- (退学処分)
- 第25条 学生が次の各号の一に該当する場合、学院長は退学を命ずることができる。
- (1) 素行不良で改悛の見込みがない場合
 - (2) 疾病又は学力劣等で卒業の見込みがない場合
 - (3) 正当な理由なく引き続き1ヶ月以上欠席した場合
 - (4) 学院に納めるべき諸費を許可なく滞納した場合

第5章 試 験

- (試験の実施)
- 第26条 各学期の終りに試験を行い、学生の学習状況を調べるものとする。
- 2 実習については、試験を行わず平素の成績による。

- (受験資格)
- 第27条 各学期の授業日数の3分の1以上欠席した者は、受験することができない。
- 2 各学期の欠席日数が授業日数の3分の1未満であっても、各学科目及び実習に係る出席時間数が歯科衛生士学校養成所指定規則に定める時間数に満たない者については、補習授業を行うものとし、これを受けない者は受験することができない。

- (単位認定、進級及び卒業)
- 第28条 学科目を履修した者に対し、成績評定が合格の場合に所定の単位を与える。
- 2 学院長は、教務委員会の決議を経て、当該学年の課程を履修した者を進級させる。ただし、各学年所定の学科目のうち、4学科目以上取得できなかった者は進級できないものとする。
 - 3 学生は、各学年所定の単位を取得しなければ卒業できない。

- (卒業証書の授与)
- 第29条 全学科目を履修した者に対し、教務委員会の決議を経て卒業を認定し、卒業証書を授与する。

- (合格点)
- 第30条 試験成績は、1学科目60点以上を合格とする。

- (再試験)
- 第31条 不合格の学科目は、1回限り再試験を受けることができる。
- 2 再試験を受ける者は、再試験願（様式第7号）に再試験料を添えて学院長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 3 再試験料は、別に定める。

- (追試験)
- 第32条 本学院細則に定める止むを得ない事由により学期試験を欠席した者は、1回限り追試験を受けることができる。
- 2 追試験を受ける者は、追試験願（様式第8号）に追試験料を添えて学院長に提出し、許可を受けなければならない。
 - 3 追試験料は、別に定める。

- (称号授与)
- 第33条 医療専門課程歯科衛生士学科を修了した者には、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

第6章 授業料及び実習費

- (授業料)
- 第34条 入学者及び在学者は、所定の授業料及び実習費を指定の期日までに本学院に納付しなければならない。
- 2 在学者は、年度途中で退学し、若しくは停学又は退学を命ぜられた場合であっても、その年度の授業料及び実習費を支払わなければならない。
- (授業料及び実習費の不返還)
- 第35条 一旦納付した授業料及び実習費は、原則として返還しない。

第7章 賞 罰

- (褒賞)
- 第36条 学業品行共に優秀で、他の模範となる学生は、褒賞することがある。
- (懲戒)
- 第37条 学生の本人にもとり、又はこの学則に違反した行為があった場合、これを懲戒する。
- 2 懲戒は、けん責、停学及び放校とする。

第8章 雑 則

- (健康管理)
- 第38条 学院長は、定期的に学生の身体検査を実施するなど、常時学生の健康管理に留意しなければならない。
- (負担金)
- 第39条 学生の負担すべき諸費は、次のとおりとする。
- | | |
|-----|--------------|
| 受験料 | 20,000円 |
| 授業料 | 500,000円（年間） |
| 入学金 | 300,000円 |
| 実習費 | 150,000円（年間） |
- (細則)
- 第40条 この学則の施行について必要な細則は、学院長が定める。
- (運営審議会)
- 第41条 この学則に定めるものの他、本学院の運営については、運営審議会で審議する。
- 2 運営審議会に関する必要な事項は別に定める。
- (学則の改廃)
- 第42条 この学則を変更し、又は廃止しようとするときは、代議員会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この学則は、本会設立登記の日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則に付随する別表の学科課程及び授業単位（時間数）を変更し、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、令和5年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この学則による改正後の負担金の規定は、令和6年4月1日以後の入学者について適用し、同日前の入学者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、公布の日から施行する。ただし、学則別表の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。
- 2 この学則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。以下同じ。）による改正後の熊本歯科衛生士専門学院学則の規定は、令和6年4月1日から適用する。

学則別表

学科課程及び授業単位(時間数)

教育内容		学科目		一単位 時間数	単位 数	時間数	1年	2年	3年	
基礎分野	科学的思考の基盤	自然科学	ライフサイエンス	15	2	30	2 (30)			
	人間と生活	人文科学・社会学	倫理学	15	2	30	2 (30)			
			心理学	15	2	30	2 (30)			
			社会学	15	2	30	2 (30)			
		外国語	英語	15	2	30	2 (30)			
専門基礎分野	人体(歯・口腔を除く。)の構造と機能	解剖生理学	解剖生理学	15	3	45	3 (45)			
			組織発生学	15	1	15	1 (15)			
	歯・口腔の構造と機能	口腔解剖口腔生理学	口腔解剖口腔生理学	15	3	45	3 (45)			
			歯牙解剖学	15	1	15	1 (15)			
		生化学	生化学口腔生化学	15	1	15	1 (15)			
	疾病の成り立ち及び回復過程の促進	病理学	病理学	15	1	15	1 (15)			
			口腔病理学	15	1	15	1 (15)			
		薬理学	薬理入門	15	1	15		1 (15)		
			薬理学	15	2	30		2 (30)		
		微生物学	微生物学	15	2	30	2 (30)			
	歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み	保健生態学	口腔衛生学	15	2	30	2 (30)			
			公衆歯科衛生学	15	2	30	2 (30)			
			衛生公衆衛生学	15	2	30	2 (30)			
		衛生行政・社会福祉	衛生行政社会福祉	15	1	15		1 (15)		
	専門分野	歯科衛生士概論	歯科衛生学	歯科衛生学	30	3	90	1 (30)	1 (30)	1 (30)
		臨床歯科医学	歯科臨床総論	歯科臨床総論	15	1	15	1 (15)		
歯・歯髄疾患論			保存修復歯内療法学	15	1	15		1 (15)		
歯周疾患論			歯周療法学	15	2	30		2 (30)		
咀嚼障害・咬合異常論			歯科補綴学	15	2	30		2 (30)		
			歯科矯正学	15	1	15		1 (15)		
顎口腔疾患論			口腔外科学	15	1	15		1 (15)		
小児歯科疾患論			小児歯科学	15	1	15		1 (15)		
障害者歯科疾患論			障害者歯科学	15	1	15		1 (15)		
高齢者歯科疾患論			高齢者歯科学	20	1	20		1 (20)		
歯科口腔放射線論			歯科口腔放射線学	15	1	15		1 (15)		
歯科予防処置論		歯科予防処置論	歯科予防処置法	30	8	240	3 (90)	4 (120)	1 (30)	
歯科保健指導論		歯科保健指導論	保健指導法	30	5	150	2 (60)	2 (60)	1 (30)	
			地域歯科保健活動	30	2	60	1 (30)	1 (30)		
			栄養指導	15	4	60	2 (30)	2 (30)		
歯科診療補助論		歯科診療補助論	歯科診療補助法	30	6	180	2 (60)	3 (90)	1 (30)	
			歯科材料学	15	1	15	1 (15)			
			歯科器械学	15	1	15	1 (15)			
			感染予防学	15	1	15	1 (15)			
			介護技術法	30	1	30	1 (30)			
			摂食機能訓練法	30	1	30		1 (30)		
			隣接医学救急蘇生法	15	2	30		1 (15)	1 (15)	
臨地実習 (臨床実習を含む。)		臨床(地)実習	臨床実習	45	18	810	1 (45)	5 (225)	12 (540)	
			臨地実習	45	2	90			2 (90)	
総合歯科学		総合歯科学	総合歯科学	30	5	150			5 (150)	
選択必須分野	基礎分野	コミュニケーション	コミュニケーションⅠ	30	2	60	2 (60)			
			コミュニケーションⅡ	30	2	60		2 (60)		
	専門分野	高齢者医学総論	高齢者医学総論	15	1	15		1 (15)		
		医療保険事務	医療保険事務	15	1	15			1 (15)	
		看護概論	看護概論	15	1	15	1 (15)			
合計					112	2,810	49 (945)	38 (935)	25 (930)	

ただし、学院長が必要と認めた時は臨時課外講義を行うことがある。
又、各学期で行う授業時間を変更することがある。